

1. いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒によって行われる「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」で、「対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条1項 による）

2. いじめに対する基本認識

学校に関わる全ての者たちが共に関わり合い、共に成長するという本学の建学の理念「共成」に基づき、生徒同士が互いを重んじ、いじめのない学校を目指す。いじめを未然に防ぐ一方、万が一いじめが発生した場合も見過ごすことなく、生徒に寄り添い冷静に対応する組織作りを行う。

- (1) いじめは絶対に許してはいけない行為である
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうる事だと考える
- (3) いじめを未然に防ぐため日頃からいじめ防止の取り組みを行う
- (4) 学校、家庭、地域、関係機関が連携し、いじめ対策の組織を形成する
- (5) 教職員が「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という姿勢を生徒に示し、大人が見本となれるような環境を構築する

3. いじめ対策委員会

いじめを未然に防ぐため「いじめ対策委員会」（以下、対策委員会）を設置する。委員会には生徒の生活状況を把握できる者の他、生徒の心理面・健康面に配慮できる者、インターネット問題に対応できる者を加える。対策委員会は定期的に対策会議を開き、基本方針の見直しやいじめ防止のための情報共有を行う一方、学校関係者への研修会などを実施し、学校に関わるもの全員のいじめに対する認識強化を図ることとする。

委員長：校長

副委員長：教頭

学内委員：生徒指導主任、人権主任、各担任

※部顧問、養護教諭、ICT推進担当

学外委員：※スクールカウンセラー

（※は必要に応じて委員長が招集をかける。）

4. いじめ調査委員会

重大事態が発生した場合、校長は対策委員会を母体とした「いじめ調査委員会」（以下、調査委員会）を設置する。調査委員会には弁護士、精神科医、有識者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者を加えることで、公平性かつ中立性を保つ。

5. いじめ防止のための取組み（いじめが起きる前に）

対策委員会が主体となり、学校に関わる者が一丸となっていじめを未然に防ぐ取組みを行う。学校全体で取組みを行うことで、いじめの早期発見にも繋げる。

（1）学校全体

- ア. 生徒情報は職員会議で常に共有し、生徒の気になる言動や行動を見過ごさない。
- イ. 必要に応じて「ケース会議」を実施し、特定の生徒についての対応を検討する機会を設ける。

（2）生徒指導

- ア. いじめに繋がる発言や行動の指導を徹底する。
- イ. 校則やルールを守ることの大切さを教え徹底させる。

（3）人権

- ア. 中学校では「道徳」の授業を通じ、多様性の理解、対人関係のスキルアップを目指す。
- イ. 命や人権に関する講演会を生徒及び保護者向けに年複数回実施する。
- ウ. 自分が差別者となる可能性があることを自覚させる。

（4）教務

- ア. テストの点数や習熟度のクラスだけで人物を評価しない環境・授業作りをする。

（5）図書

- ア. いじめ防止に役立つ図書を生徒の手に届きやすいよう配慮する。

(6) ICT

- ア. インターネットが原因となるいじめの認識を深め、生徒・教職員間で情報の共有を行う。
- イ. 本校に関するインターネットへの投稿に注意を払い、発見次第すみやかに対応を行う。
- ウ. 外部講師による情報モラル講演会を生徒及び保護者向けに年1回以上実施する。

(7) 保健

- ア. ケガや病気の処置だけでなく、コミュニケーションをとるなかで生徒の心理的状況を把握する。
- イ. スクールカウンセラーに気軽に相談できる環境を整える。

(8) 学年・担任

- ア. 授業以外で生徒と接する機会を増やし、生徒の生活状況の把握を行う。

(9) 家庭との連携

- ア. 気になる生徒の家庭へ担任から電話連絡を行い情報の共有を行う。

(10) 地域との連携

- ア. 学習発表会や公開授業など地域や社会へ向けた行事を定期的実施し、地域の方々が学校へ介入する機会を増やすことで社会共存の姿を生徒へ示す。
- イ. スクールサポーターと地域の情報や他校の取組みについて情報交換を行う。

6. いじめへの対処（いじめが起きたら）

- ア. いじめが発見されたらすみやかに対策委員長（校長）へ連絡をする。
- イ. 対策委員長はすみやかに対策委員会を開き、今後の対応を検討する。
- ウ. 被害生徒、加害生徒、関係生徒、周囲の生徒の切り分けを行い、事実の確認を行う。どの生徒を誰が担当するかは、その時々で状況で変化するため対策委員長の判断のもと柔軟に対応する。

- エ. それぞれの生徒への対応、メンタルケアを十分に行う。
- オ. 被害生徒及び加害生徒の保護者と面会を実施し、事実の説明と今後の対応について説明を行う。

7. 重大事態への対処（重大な事態となったら）

（1）重大事態とは

- ア. いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な損害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ. いじめにより在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

（2）重大事態の報告

- ア. 校長から理事長へ重大事態の発生の報告をする。
- イ. 理事長から鳥取県知事へ重大事態の発生の報告をする。

（3）調査委員会の設置

校長は4.に記載した「いじめ調査委員会」を設置する。

（4）調査の実施

因果関係（何が原因だったのか）の特定を急がず、客観的な事実関係（いつ、誰から、どのように、どこで、生徒の人間関係や学校側のこれまでの対応状況など）の調査を優先する。調査に当たり実施するアンケートは、事前に調査対象である生徒や保護者に説明を行うこととする。

（5）調査報告

- ア. 調査結果について、被害生徒、保護者に対し適切に情報を提供する。
- イ. 理事長から鳥取県知事へ調査結果の報告を行う。